

特別養護老人ホームすずかけの郷

重要事項説明書（2026年6月1日改訂）

1. 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 昂		
代表者職氏名	理事長 鈴木 修		
所在地	〒220-0004 横浜市西区北幸二丁目8番4号		
電話番号	045-326-2012	FAX番号	045-324-8218
運営する主な他の事業所・サービス内容	すずかけの郷介護サービスセンター（短期入所（予防）、通所介護（予防）、訪問介護（予防）） 特別養護老人ホーム ハートフルガーデン川和（短期入所（予防）） 上永谷デイサービスセンターすずかけの郷（通所介護（予防）、居宅介護支援） 横浜市西金沢地域ケアプラザ（地域交流、通所介護（予防）、地域包括支援センター） 特別養護老人ホームシーサイドかなざわ 西柴地域ケアプラザ 地域密着型特別養護老人ホーム 田原の里 くず葉台ケアセンター（通所介護、居宅介護支援） 障害者グループホームアドバンス 放課後等デイサービスコンパス（金沢文庫教室、金沢文庫第2教室） 放課後等デイサービスとことこ（弘明寺教室・本郷台教室・戸塚教室）		

2. 事業所の概要

事業所名	特別養護老人ホーム すずかけの郷		
所在地	〒234-0056 横浜市港南区野庭町1688番地		
電話番号	045-848-1165	FAX番号	045-848-1166
事業者指定番号	1473100160		
指定年月日	2000年 1月 11日		
管理者氏名	施設長 平原 千尋		

3. 事業所の職員体制等

職 種	業 務 内 容	人 員	
管理者	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。	1	（常勤兼務）
医師	入所者の健康管理及び療養上の指導を行います。	1以上	（嘱託兼務）
生活相談員	生活相談員は、施設入所の申し込み及び相談業務を行います。	2以上	（常勤兼務） （非常勤兼務）
看護職員	看護職員は、入所者に対しての健康管理等必要な看護業務を行います。	3以上	（常勤兼務） （非常勤兼務）
介護職員	介護職員は、入所者に対しての日常の世話等必要な介護業務を行います。	37以上	（常勤兼務） （非常勤兼務）
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、入所者に対しての必要な機能訓練を行います。	1以上	（常勤兼務） （非常勤兼務）
管理栄養士	管理栄養士は入所者の食事に関する必要な栄養管理を行います。	1以上	（常勤兼務）
介護支援専門員	施設サービス計画の作成およびその実施状況の把握を行います。	1.2以上	（常勤兼務） （非常勤兼務）

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制	
医師(嘱託医)	毎週火曜日	: 13:30～15:30
生活相談員	日中	: 9:00～18:00
介護職員	早番	: 7:30～16:30
	日勤	: 9:00～18:00
	遅番	: 10:00～20:00
	夜勤	: 17:00～10:30
看護職員	早朝	: 8:00～17:00
	日中	: 9:00～18:00
機能訓練指導員	日中	: 9:00～18:00
管理栄養士	日中	: 9:00～18:00
介護支援専門員	日中	: 9:00～18:00

☆土、日、祝日、年末年始は上記と異なります。

☆夜間帯18:00～9:00までは転送電話に切り替わります。

4. 設備の概要

区 分	数 量 ・ 規 模		備 考
入所定員	120 名(内短期入所4名)		
居 室	4人部屋	20室(1室37. 17㎡～42. 9㎡)	
	2人部屋	15室(1室18. 00㎡～21. 45㎡)	
	個 室	10室(1室12. 75㎡～14. 98㎡)	
食 堂	3室(1室74. 38㎡～132. 94㎡)		
機能訓練室	1室(39㎡)		
日常動作訓練室	1室(142. 09㎡)		
浴 室	1室(151. 35㎡)		個浴槽と特殊・機械浴槽があります。
便 所	39箇所		
洗面所	45箇所		
医務室	1室(37. 17㎡)		
静養室	1室(18. 59㎡)		
面接室	1室(23. 95㎡)		
応接・喫茶	1室(85. 47㎡)		
その他	会議室 1室(35. 15㎡)、洗濯室1室(52. 67㎡)		

5. サービス内容

①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体状況と嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、離床して食堂で食事をとっていただくことを原則としています。

朝食 8:00～9:30 (朝食は和食・洋食からお選び頂けます)

昼食 12:00～13:30 おやつ 14:30～

夕食 18:00～19:30

- ②生活援助 ・着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位交換、施設内移動の付き添い、レクリエーションなど提供させていただきます。
- ③入浴 ・最低、週2回入浴可能です。体調不良の際は、清拭となる場合があります。
- ④機能訓練 ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための援助をします。
- ⑤健康管理 ・医師や看護職員が健康管理を行います。
・毎週月曜の歯科往診を受けることができます。
- ⑥口腔衛生管理 ・入所者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、歯科医師や歯科衛生士と連携を図り、各入所者の状態に応じた口腔衛生管理を行います。
- ⑦栄養管理 ・入所者の栄養状態維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。
- ⑧理容・美容 ・月4回、理容サービスを実施しております。(利用料金は自己負担)。
- ⑨レクリエーション ・体操やカラオケ・風船バレー・ボーリング・クイズなどの各種ゲームを実施しています。
※施設内での生活や行事の様子を、ホームページや広報誌等に掲載させていただきます。
- ⑩その他 ・寝たきり防止のため、出来る限り離床して過ごしていただくよう支援いたします。
・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

6. 利用者負担金

ご利用者からいただく利用料金は、次表のとおりです。疑問点があれば、お尋ねください。

1) 介護保険給付サービスに係る費用

【多床室・従来型個室】

多床室	介護度	単位数	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
基本額	要介護1	589単位/日	631円/日	1,262円/日	1,894円/日
	要介護2	659単位/日	706円/日	1,412円/日	2,119円/日
	要介護3	732単位/日	784円/日	1,569円/日	2,354円/日
	要介護4	802単位/日	859円/日	1,719円/日	2,579円/日
	要介護5	871単位/日	933円/日	1,867円/日	2,801円/日

加算額	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36単位/日	38円/日	77円/日	115円/日
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位/日	13円/日	27円/日	41円/日
	看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日	4円/日	8円/日	12円/日
	看護体制加算(Ⅱ)	8単位/日	8円/日	17円/日	25円/日
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位/日	13円/日	26円/日	39円/日
	栄養マネジメント強化加算	11単位/日	11円/日	23円/日	35円/日
	精神科医師定期的療養指導加算	5単位/日	5円/日	10円/日	16円/日

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)総単位数/月×17.6% 上記料金表より別途加算されます。

※個別機能訓練加算(Ⅱ)20単位/月、科学的介護推進体制加算Ⅱ50単位/月 生産性向上推進体制加算Ⅱ10単位/月

上記料金表より別途加算されます。

※個別での対象加算。下記(2)初期加算、入院・外泊時加算、療養食加算、看取り介護加算は対象者のみ別途加算されます。

※利用者負担金＝基本額(加算含む)×10.72円(地域加算)を計算した額の負担割合率

＜多床室＞ 30日計算					
第1段階 (円)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担額(1割)	25,743	28,390	31,151	33,799	36,408
食費 (1日300円)	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
居住費(1日0円)	0	0	0	0	0
合計金額	34,743	37,390	40,151	42,799	45,408
第2段階 (円)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担額(1割)	25,743	28,390	31,151	33,799	36,408
食費 (1日390円)	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
居住費(1日430円)	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900
合計金額	50,343	52,990	55,751	58,399	61,008
第3段階① (円)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担額(1割)	25,743	28,390	31,151	33,799	36,408
食費 (1日650円)	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
居住費(1日430円)	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900
合計金額	58,143	60,790	63,551	66,199	68,808
第3段階② (円)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担額(1割)	25,743	28,390	31,151	33,799	36,408
食費 (1日1360円)	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800
居住費(1日430円)	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900
合計金額	79,443	82,090	84,851	87,499	90,108
第4段階 (円)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担額(1割)	25,743	28,390	31,151	33,799	36,408
食費 (1日1,759円)	52,770	52,770	52,770	52,770	52,770
居住費(1日971円)	29,130	29,130	29,130	29,130	29,130
合計金額(1割負担)	107,643	110,290	113,051	115,699	118,308
合計金額(2割負担)	133,386	138,681	144,202	149,497	154,716
合計金額(3割負担)	159,129	167,071	175,354	183,296	191,125

＜個室＞ 30日計算					
第1段階 (円)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担額(1割)	25,743	28,390	31,151	33,799	36,408
食費 (1日300円)	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
居住費(1日380円)	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400
合計金額	46,143	48,790	51,551	54,199	56,808
第2段階 (円)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担額(1割)	25,743	28,390	31,151	33,799	36,408
食費 (1日390円)	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
居住費(1日480円)	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400
合計金額	51,843	54,490	57,251	59,899	62,508
第3段階① (円)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担額(1割)	25,743	28,390	31,151	33,799	36,408
食費 (1日650円)	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
居住費(1日880円)	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
合計金額	71,643	74,290	77,051	79,699	82,308
第3段階② (円)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担額(1割)	25,743	28,390	31,151	33,799	36,408
食費 (1日1360円)	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800
居住費(1日880円)	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
合計金額	92,943	95,590	98,351	100,999	103,608
第4段階 (円)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担額(1割)	25,743	28,390	31,151	33,799	36,408
食費 (1日1,759円)	52,770	52,770	52,770	52,770	52,770
居住費(1日1,281円)	38,430	38,430	38,430	38,430	38,430
合計金額(1割負担)	116,943	119,590	122,351	124,999	127,608
合計金額(2割負担)	142,686	147,981	153,502	158,797	164,016
合計金額(3割負担)	168,429	176,371	184,654	192,596	200,425

2) その他介護給付サービス加算

加 算	単位数	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)	内容の説明
初期加算	30単位/ 日	32円/日	64円/日	96円/日	入所日から30日以内に限りです
入院・外泊時加算	246単位/ 日	263円/日	527円/日	791円/日	1月に6日を限度とします
療養食加算	6単位/回	6円/回	12円/回	19円/回	医師の食事せんに基づき提供した場合
経口移行加算	28単位/ 日	30円/日	60円/日	90円/日	経管栄養から経口による食事の摂取を進めるための 経口移行計画を作成している場合
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90単位/ 月	96円/月	192円/月	289円/月	歯科衛生士が介護職員へ助言・指導を年2回行う
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	110単位/ 月	117円/月	235円/月	353円/月	口腔衛生管理に係る計画を厚労省へ提出
看取り介護加算(Ⅰ)	1,280単位/ 日	1,372円/日	2,744円/日	4,116円/日	死亡日以前45日を上限とします
死亡日					
死亡日前日	680単位/ 日	728円/日	1,457円/日	2,186円/日	
前々日					
死亡日以前4日前～ 30日以下	144単位/ 日	154円/日	308円/日	462円/日	死亡日以前45日を上限とします
死亡日以前31日前 ～45日以下	72単位/ 日	77円/日	154円/日	231円/日	
栄養マネジメント強化加算	11単位/ 日	11円/日	23円/日	35円/日	栄養ケア計画に従い、食事の調整等を実施
褥瘡マネジメント 加算(Ⅰ)	3単位/ 月	3円/月	6円/月	9円/月	褥瘡についての定期的な評価および 管理を行なった場合
褥瘡マネジメント 加算(Ⅱ)	13単位/ 月	13円/月	27円/月	41円/月	褥瘡リスクある方に対し、褥瘡発生が無い場合
低栄養リスク 改善加算	300単位/ 月	321円/月	643円/月	964円/月	計画を作成し、低栄養リスクの改善を図る場合
再入所時栄養 連携加算	400単位/ 回	428円/回	857円/回	1,286円/回	管理栄養士が医療機関と連携し、再入所後の栄養管 理に関する調整を行なった場合
退所前後訪問 相談援助加算	460単位/ 日	493円/日	986円/日	1,479円/日	入所中・退所後各1回を限度とします
退所時相談援助加算	400単位/ 日	428円/日	857円/日	1,286円/日	退所日から2週間以内に1回を限度とします
生産性向上推進体制 加算Ⅱ	10単位/月	12円/月	26円/月	36円/月	安全対策等の検討会議を行い介護サービス質の確 保、職員の業務負担軽減につなげる。
退所前連携加算	500単位/ 日	536円/日	1,072円/日	1,608円/日	入所中に1回を限度とします
配置医師緊急時 対応加算	650単位/ 回	696円/日	1,393円/日	2,090円/日	早朝・夜間の場合
	1300単位/ 回	1,393円/日	2,787円/日	4,180円/日	深夜の場合
排せつ支援加算	100単位/ 月	107円/月	214円/月	321円/月	排泄障害に対し、計画に基づき支援した場合
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/ 月	428円/月	857円/月	1,286円/月	摂食機能障害を有し経口維持計画を策定
経口維持加算(Ⅱ)	100単位/ 月	107円/月	214円/月	321円/月	食事の観察、会議に専門職が参加
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100単位/ 月	107円/月	214円/月	321円/月	外部のリハ専門職との連携
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200単位/ 月	214円/月	428円/月	643円/月	ICTを活用し、利用者の状態を助言
科学的介護推進体制加 算(Ⅰ)	40単位/ 月	42円/月	85円/月	128円/月	入所者の心身状況情報を厚労省へ提出
科学的介護推進体制加 算(Ⅱ)	50単位/ 月	64円/月	128円/月	192円/月	適切かつ有効に必要な情報を活用
ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位/ 月	32円/月	64円/月	96円/月	ADL値測定し、ADL利得値が1以上
ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位/ 月	64円/月	128円/月	192円/月	ADL値測定し、ADL利得値が2以上
自立支援促進加算	300単位/ 月	321円/月	643円/月	964円/月	自立支援計画を策定し厚労省へ提出
安全対策体制加算	20単位/ 月	21円/月	42円/月	64円/月	入所時に1回のみ算定

※利用者負担金＝基本額（加算含む）×10.72円（地域加算）を計算した額の負担割合率による

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	月総単位数の17.6%	キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴおよび職場環境等要件を満たす場合 月額賃金改善要件Ⅰ要件を満たす場合 （R8年度から適用）
※利用者負担金＝基本額（加算含む）×10.72円（地域加算）を計算した額の負担割合率による		

「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。

「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること。

「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき
定期的に昇給する仕組みを設けること。

「キャリアパス要件Ⅳ」…経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万F
以上であること。

「キャリアパス要件Ⅴ」…一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること。

※就業規則等の明確な書面の整備・全ての介護職員への周知を含み、処遇改善の複数の取組を行っていること。

「見える化要件」…外部から見える形で公表し、処遇改善への取組が見える化になっていること。

「月額賃金改善要件Ⅰ」…新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月給の改善に充てる。（R7年度から）

3）その他の介護保険の給付対象とならないサービス

①食事の提供に要する費用（食材費及び調理費）

区 分	金 額	内 容
・食費	1,759円/日	朝食・昼食・夕食・おやつ代

※個人の希望により、特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となります。

②居住費（光熱水費及び室料）

区 分	金 額	内 容
・多床室（2・4人室）	971円/日	1日あたりの室料
・従来型個室	1,281円/日	1日あたりの室料

③その他の費用（日常の生活費等、ご利用者の希望によって提供した場合）

カラオケ	330円／回
園芸	275円／回
書道	330円／回
詩吟	110円／回
お花（生花使用）	実費／回

通常一年間の継続参加となります。

初回利用時のみご家族へ確認します。以降参加の場合は請求書をご確認ください。

参加以降、希望されない場合はお申し出ください。

喫茶	330円／回
抹茶	330円／回
特別行事食 (季節の特別行事食、すずかけレストラン、やわらかレストラン)	実費／回
プリンの会	330円／回

初回利用時のみご家族へ確認します。以降参加の場合は請求書をご確認ください。

希望されない場合はお申し出ください。

食事外出	1,100円／回
喫茶外出	1,100円／回
近隣外出(買い物)	550円／回
ドライブ	550円／回
春・秋 遠足	実費
買い物の依頼(区内)	110円／回
買い物の依頼(区外)	440円／回

参加希望の都度ご家族へ確認します。

希望されない場合はお申し出ください。

理美容代	実費
ポリデント	実費
送迎代	2,200円
インフルエンザ予防接種	実費
日用品費・出前	実費
エンゼルセット	実費
契約終了後の残置物処分	550円／箱

参加希望の都度ご家族へ確認します。

希望されない場合はお申し出ください。

④預り金の出納管理

区 分	金 額	内容の説明
・通帳管理手数料	500円/月	利用者の希望によって提供した場合

⑤外部支払処理事務管理費

1名あたり月額960円
※月途中入退所の場合は、日割りで算出 1名あたり日額 31.5円 × 日数(1円以下切り捨て)

外部支払いに関して、施設で立て替え払いを行います。施設利用料に立て替えた外部支払い代金を上乘せし、施設利用料として請求いたします。その際の、事務処理に係る経費を事務管理費として上記金額を算定いたします。

4) 利用者の負担軽減

①高額介護サービス費の支給

施設サービスの1ヶ月の利用料(かかった費用の1割負担額)の合計が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される仕組み(高額介護サービス費の支給)があります。

<高額介護サービス費が支給される自己負担額の上限額>

対象者(所得の状況等)	利用者負担段階	利用者負担額の上限額
市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	第1段階	15,000円/月
市民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	第2段階	15,000円/月(個人) 24,600円/月(世帯)
市民税非課税世帯の方で上記第2段階以外の方 市民課税層における特例減額措置が適用となる方	第3段階	24,600円/月(世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	第4段階	44,400円/月(世帯)
現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上380万円未満)に相当する方がいる世帯の方		44,400円/月(世帯)
現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上690万円未満)に相当する方がいる世帯の方		93,000円/月(世帯)
現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)に相当する方がいる世帯の方		140,100円/月(世帯)

※新設 現役並み所得者Ⅲ、Ⅱに関しては介護サービスの利用者と同一世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が変わります。(令和3年8月1日より)

②食費及び居住費施設サービス料金の標準負担の軽減

食費及び居住費の標準負担については、利用者負担段階に応じて負担額が軽減されます。

利用者負担段階		負担限度額(日額)	
区分	対象者(所得の状況等)	居住費	食費
第1段階	・市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方 預貯金1000万円(夫婦の場合2000万円)以下の方	従来型個室 380円	300円
		多床室 0円	
第2段階	・市民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 本人の貯金等650万円(夫婦合計で1650万円)以下の方	従来型個室 480円	390円
		多床室 430円	
第3段階①	・市民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以上120万円以下の方 本人貯金550万円(夫婦合計1550万円)以下の方	従来型個室 880円	650円
		多床室 430円	
第3段階②	市民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以上の方 本人貯金500万円(夫婦合計1500万円)以下の方	従来型個室 880円	1,360円
		多床室 430円	
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし	

③利用者負担段階第4段階の方の特例(特例減額措置)

利用者負担第4段階の方は、居住費や食費の負担が軽減されませんが、高齢夫婦世帯で、夫婦どちらかの方が施設に入所して食費・居住費を負担した結果、在宅で生活している配偶者が生計困難に陥らないよう、利用者負担段階を第3段階に変更する特例措置が講じられます。

④社会福祉法人による利用者負担減免

市民税非課税世帯であって、次の要件の全てを満たす方のうち、その収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた方。

対象者の要件	1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 5) 介護保険料を滞納していないこと。
軽減の対象費用	施設サービス費に係る利用者負担額並びに食費及び居住費に係る自己負担額
減額割合	介護サービス費用の自己負担を原則25%(介護保険利用者負担段階1段階の方は50%) 食費・居室代を原則25%(介護保険利用者負担段階1段階の方は50%)

5) 支払方法

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

A 自動口座引落とし(ご指定の金融機関の口座から利用月の翌々月1日に引落とします。

但し、引き落としが出来なかった場合は振込みとなります。)

B 銀行振込み ご本人様の名義でお振込みをお願いいたします。

※振込み手数料につきましては、ご家族様の負担となりますので、ご了承ください。

7. 当施設の基本理念

私たちは、お客さまに思いやりの心で接する福祉サービスのプロ集団です

8. サービスに当たっての留意点

- ①面会時間
 - ・ 10時00分～12時00分 / 14時00分～17時00分
 - ・ 面会の場合は、必ず受付窓口にて面会票の記入をお願いします。

※12月1日～3月31日までは、感染症対策予防期間として、居室およびフロアでの面会はできません。応接コーナーでのみ可能です。

※感染症予防のため、面会を制限する場合があります。
- ②金銭・貴重品
 - ・ 金銭、貴重品関係は、施設へのお持ち込みをご遠慮ください。

指輪やネックレスなど身に着けている物などは自己責任での管理となります。紛失があった場合も施設として責任が負いかねます。ご理解お願い致します。
- ③外出・外泊
 - ・ 外出、外泊は事前にお申し出ください。但し、外泊は最長で6日までとなっております。
- ④飲酒・喫煙
 - ・ 施設内での飲酒・喫煙は禁止されています。但し、特別な許可を受けた場合は、職員の指示に従ってください。
- ⑤危険物持込み禁止
 - ・ 火気類（ライター、ガスボンベ等）、刃物類（ハサミ・ナイフ・カッター・カミソリ等）、針類（針、画鋸、安全ピン等）危険物の持込みは禁止です。
 - ・ 他のご利用者に迷惑がかかる物や施設運営に支障をきたす物の場合には、持込みをお断りいたします。
- ⑥所持品の持込み
 - ・ 食品につきましては、既製品のみ賞味期限内であれば持込み可能です。ただし、既製品を別の容器に移しての持込みは禁止となります。

※差し入れ食品をご持参された場合には、摂食可能かどうか職員まで確認をお願いいたします。

※自宅で調理された食品の持込みは禁止です。

※4/1～10/31までの期間につきましては、上記に加え「生もの」の持込みは禁止となります。
- ⑦施設・設備の利用
 - ・ 居室及び共用部分、敷地内の設備は、ルールを守って使用願います。
 - ・ ご利用者に対するサービスの提供及び衛生管理等の管理上の必要がある場合は、居室内に立ち入る場合があります。但し、プライバシー保護には、十分な配慮を致します。
 - ・ ご利用者が施設内の設備等を滅失、破損、汚損した場合は、自己の費用にて原状回復するか相当の代価をお支払いいただきます。
 - ・ ご利用者の心身状況により、特段の配慮が必要な場合はご利用者、ご家族と協議の上、居室・設備等の利用について変更する場合があります。
 - ・ 職員や他の利用者に対し、宗教活動・政治活動・営利活動等を行うことは禁止されています。
- ⑧防犯カメラ
 - ・ 防犯対策および安全管理のため施設内共有スペース21ヶ箇所に防犯カメラを設置しています。

⑨見守りシステム

- ・各居室ベッド上に設置されているカメラ・音声ユニットを用いて居室内を確認させていただきます。またカメラの映像はケアステーション内のモニターおよび職員が携帯している専用スマートフォンを通して確認させていただきます。
- ・ご利用者が、各居室ベッドに設置してある専用ボタンを押していただくと職員が携帯しているスマートフォンに映像が表示され、音声で会話することができますので、その場の状況を確認させていただきます。

⑩転倒転落のリスク

- ・常時1人の利用者に対して、1対1（マンツーマン）対応ではありません。可能な限り安全に配慮するよう努めておりますが、転倒転落による事故を完全に防止することは出来ないことをご理解下さい。

⑪夜間連絡について

- ・夜間帯、転倒事故や体調の異変があった場合には、都度ご家族へご連絡させていただきます。
- ・あらかじめご了承ください。

⑫受診

- ・ご利用者が近隣の病院等に受診される場合は、ご家族に付添いしていただきます。

⑬インフルエンザ

- ・集団生活の場につき、施設内でインフルエンザが発生した場合、医師により抗インフルエンザ薬の予防投与の指示が出た際の診療費および処方代金は全額自己負担といたします。

⑭衣類・物品

- ・嘔吐や下痢等により汚染された衣類・物品は、衛生管理のため破棄もしくは高温洗浄、消毒等で変形、色落ち、破損してしまう可能性があることをご了承ください。

⑮住所変更

- ・入居後は施設へ住所変更することができます。

⑯退所決定基準

- ・入所者の心身の状況や退所後の環境等を十分に検討したうえで次に掲げる事項に該当する場合、退所を決定するものとします。
- ア 要介護認定において、「自立」「要支援1・2」と認定された場合
- イ 要介護状態の改善が認められ、かつ、次に掲げる要件のある場合
 - ①家庭における介護力・介護環境の改善が認められ、入所者・家族が、退所を希望している場合
 - ②要介護認定において介護認定審査会の意見が付された場合
- ウ 医学的管理の必要性が増大し、施設での介護が困難と認められる場合
- エ 3ヶ月を超える長期にわたる入院加療が必要となった場合
- オ 要介護1又は2であって特例入所の要件に該当しなくなった場合
(2015年3月31日までに入所した入所者は除く)

※特列入所要件

- ① 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。
- ③ 家庭等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- ④ 単身世帯である。同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、居宅において日常生活を営むことが困難である。
- ⑤ 上記以外の理由により、在宅で生活することが著しく困難であり、特別養護老人ホームへの入所が必要と思われる。

⑪その他

- ・ 食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。当日のキャンセルは、全額負担となります。

9. 身体拘束の禁止

身体拘束について(横浜市条例 第16条 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項)

※身体拘束については原則行わないものとする。

- ・ 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行ってはならない。
- ・ 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- ・ 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、事前に当該入所者又はその家族に、身体拘束等の態様等を説明しなければならない。
ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- ・ 特別養護老人ホームは、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。
- ・ 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- ・ 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について介護職員その他従業者に周知、徹底を図ること。
- ・ 身体拘束等の適正化の為の指針を整備すること。
- ・ 介護職員がその他の従業者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施すること。

10. 緊急対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。その際、ご家族には原則として搬送先の病院にお越しいただきますが、状況や状態、ご意向によってはその限りではありません。

※尚、急変時につきましては、医療機関から延命措置を希望するかどうか問われた場合に希望の有無を電話等で確認させていただきます。万が一、身元引受人、ご家族等に連絡をしても繋がらなかった場合は、事前にご提出して頂いている体調急変時の対応に関する確認書の意向を医療機関へお伝えさせていただきます。

○夜間帯 18時～翌朝9時までの間に救急搬送にて受診し、入院の必要はなく施設に戻る状況になった場合、原則民間の介護タクシーを利用して頂きご家族さまも同乗して頂き施設に帰苑して頂く形となります。費用についてはご家族さまにてご負担をお願い申し上げます。

11. 事故報告、リスクマネジメント

施設内又は通院等の間に事故（怪我）が発生した場合には、横浜市健康福祉局に報告書を提出します。報告後に個人情報事故事例として神奈川県に報告される場合があります、情報開示請求が出された際に、個人情報以外の内容が公開される場合があります。

また、施設では事故発生防止の為、指針の整備、事故が発生した場合は、事故原因を追求し改善策を従業者に周知徹底する体制の整備、事故発生防止の為、委員会及び研修の定期的な実施をしていきます。

12. 実習生受け入れについて

当施設では大学や専門学校等の介護福祉士養成機関からの実習生の受け入れをしています。実習カリキュラムの中で入所者のケアプランを作成する場合があります、入所者の詳細な情報を把握する必要がある為、個人情報に触れる事があります。

13. 秘密保持について

個人情報について、入所中及び退所後、第三者に漏れることはありません。
また、上記につきましては職員退職後も同様に適応となりますので、ご安心ください。

14. 協力病院等

※下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。

また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

名 称	医療法人 善仁会 横浜第一病院
所 在 地	横浜市西区高島2-5-15
連 絡 先	045-453-6711
名 称	恩賜財団 済生会 横浜市南部病院
所 在 地	横浜市港南区港南台3-2-10
連 絡 先	045-832-1111
名 称	医療法人 健生会 朝倉病院
所 在 地	横浜市港南区下永谷5-81-12
連 絡 先	045-824-0202
名 称	医療法人 裕徳会 港南台病院
所 在 地	横浜市港南区港南台2-7-41
連 絡 先	045-831-8181
名 称	国家公務員共済組合連合会 横浜栄共済病院
所 在 地	横浜市栄区桂町132番地
連 絡 先	045-891-2171

2)施設嘱託医師

名 称	医療法人社団ユニメディコ 山手台クリニック
所 在 地	横浜市泉区領家3-2-4
連 絡 先	045-814-6821

3)歯科往診◇

名 称	内田在宅歯科
所 在 地	横浜市南区浦舟町2-22-105
連 絡 先	045-315-3982

15. 非常災害対策

- ①施設では、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画および風水害、地震などに対処するための防災計画を策定しております。
- ②施設は前項の計画に基づいて、年3回の避難・救出訓練を実施しています。
- また、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

16. ホームページやInstagramなど写真・動画掲載について

- ・当施設ではホームページ、SNSに行事やクラブ活動等の日頃の活動様子について掲載を行っており入所者さまやご家族さまの写真や動画を施設の情報発信として、掲載させて頂く事がありますがご理解の程、宜しくお願い致します。

17. 感染症対策

- ・当施設では、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染症委員会の開催、指針の整備、定期的な研修に加え、訓練(シュミレーション)を実施していきます。

18. 業務継続計画策定について

- ・当施設では感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定する事が義務付けられ感染症や災害発生時等は、業務継続計画に則りながら対応していきます。
- 定期的な研修や訓練も実施していきます。

19. 高齢者虐待防止の推進

- ・当施設では利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発を防止する為の委員会の開催、指針の整備、研修等の実施を適切に行う為、担当者を決め推進していきます。
- また、施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取り組み例を収集し、周知を図るほか、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、相談窓口を設け高齢者本人とその家族だけではなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図ります。

20. ハラスメント対策

- ・当施設では、ハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、相談窓口設置や研修等も実施しハラスメント対策を徹底致します。

21. 看取りに関する指針について

- ・当施設では看取りの指針に基づき尊厳を支えるケアの一環として、看取りの体制や医療体制を整え、環境整備などにも配慮し、入居者ならびにご家族が希望される「看取り」を積極的に支援していく為、より適切な介護サービスの提供に資することを目的とします。

※看取り対象者:入所後、お看取りの対象者としえ嘱託医師からも判断され、契約を取り交わした入居者となります。

22. 第三者評価受審状況

民間機関による第三者評価の実施状況	あり	結果公表	あり
	なし		なし

23. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

担当窓口	電話番号	045-848-1165
	F A X 番号	045-848-1166
	相談課	綿貫 貴子
	対応時間	月曜日～土曜日の9：00～18：00
第三者委員	畠中 清松	電話番号 045-802-0116

(2) 公的機関においても苦情申し出等ができます。

横浜市高齢者施設等 苦情相談等受付窓口 (はまふくコール)	所在地	横浜市中区本町6-50-10市庁舎16階
	電話番号	045-263-8084
	FAX番号	045-641-6408
	対応時間	月曜日～金曜日の9：00～17：00
横浜市福祉調整委員会事務局 (健康福祉局相談調整係)	所在地	横浜市中区本町6-50-10市庁舎15階
	電話番号	045-671-4045
	FAX番号	045-681-5457
	利用時間	月曜日～金曜日の9：00～17：00
神奈川県国民健康保険団 体連合会(国保連)	所在地	横浜市西区楠町27番地1
	電話番号	045-329-3447
	利用時間	月曜日～金曜日の9：00～17：00
港南区福祉保健センター 高齢・障害支援課 福祉保健相談係	所在地	横浜市港南区港南4-2-10
	電話番号	045-847-8454
	FAX番号	045-845-9809
	対応時間	月曜日～金曜日の9：00～17：00

(事業者)	所在地	横浜市港南区野庭町 1 6 8 8 番地
	名 称	社会福祉法人 昂 特別養護老人ホームすずかけの郷

説明者 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け
その内容に同意し、交付を受けました。

年 月 日

(利用者) 氏 名 印

代理人又は立会人

氏 名 続柄 () 印